

平成 23 年度 第 4 回  
理 事 会

平成 23 年 7 月 4 日 (月)

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成 23 年度第 4 回理事会 議事録

- 1 開催日時 平成 23 年 7 月 4 日（月）  
午後 6 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
- 2 開催場所 武蔵野商工会館 3 階 消費生活センター講座室  
東京都武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 10 番 7 号
- 3 理事及び監事の現在数  
理事 6 名、監事 2 名
- 4 出席理事者数及び氏名  
理事 6 名  
理事長 長澤 博暁                      理事                      安達 高之  
理事                      大野 壽三枝                      理事                      安藤 真洋  
理事                      黒竹 光弘                      常務理事                      河中 款  
監事 2 名  
監事                      五十嵐 利光                      監事                      安田 大
- 5 定足数                      4 名
- 6 欠席理事者数及び氏名  
理事 0 名  
監事 0 名
- 7 議決事項  
第 6 号議案                      財団法人武蔵野市福祉公社評議員の任期満了に伴う新  
評議員の選任について  
第 7 号議案                      財団法人武蔵野市福祉公社職員退職手当支給規程の一  
部を改正する規程について  
第 8 号議案                      財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改  
正する規則について
- 8 議長及び議事録署名人の選任  
寄附行為に基づき、理事長長澤博暁が議長席に着き開会、議長（理事長）  
から本日の出席者について、寄附行為第 26 条の規定による定足数を満た

しているので、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本理事会の議事録署名人に安達理事、安藤理事の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

## 9 議事の経過及び結果

### 第6号議案 財団法人武蔵野市福祉公社評議員の任期満了に伴う新評議員の選任について

総務課長から、任期満了に伴う新評議員の選任について説明がなされた。

理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、「斉藤シンイチ」「川名ゆうじ」「鈴木省吾」「森田邦夫」「伊藤隆司」「阪本博也」「三輪博行」「阿部敏哉」「小美濃純彌」「江幡五郎」「高橋良一」の11名を新評議員に選任することに決した。

### 第7号議案 財団法人武蔵野市福祉公社職員退職手当支給規程の一部を改正する規程について

総務課長から、財団法人武蔵野市福祉公社職員退職手当支給規程の一部を改正する規程について説明がなされた。

安達理事から、議案に提案理由を記載するように要望がなされた。また、第7条の2各号の「区分」について、福祉公社の役職を表現したほうがよいのではないかという意見がなされた。さらに、同条の「5年前までの期間」の解釈について質問がなされた。

これについて、総務課長から「5年前まで計算する」旨の説明がなされた。

安田監事から、付則について、「規則」ではなく「規程」ではないかという指摘がなされた。また、改正内容は、「職員にプラスになるものと解釈してよいか」という質問がなされた。

これについて、総務課長から、「規程」である旨の説明がなされ、また、加算規定であるためマイナスになることはない旨の説明がなされた。

他の理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

### 第8号議案 財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則について

総務課長から、財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を

改正する規則について説明がなされた。

安達理事から、ヘルパーの時給が変更するかどうかの質問がなされた。

総務課長から、月給制のヘルパーについては、単価が変わってしまうが、時給制のヘルパーは単価が変わらない旨の説明がなされた。

大野理事から、単価に変更が生じる職員に対して事前説明は行っていかどうかの質問がなされた。また、適用日が平成 23 年 4 月 1 日でなければいけないのではないかと指摘があった。

総務課長から、前回改正時（平成 23 年 4 月 1 日）に事前に説明している旨の説明がなされた。また、付則について「この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。」を、「この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、改正後の財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則第 21 条第 3 項の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。」と、修正したい旨の提案がなされた。

他の理事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、適用日の修正を前提として本案は可決承認された。

## 10 報告事項

### 報告事項 新法人移行について

総務課長から、新法人移行について、移行スケジュールの見直しの説明がなされた。

以 上

本理事会の議決を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成 23 年 11 月 22 日

議長（理事長） 長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人 安 達 高 之 ⑩

議事録署名人 安 藤 真 洋 ⑩